

○東松山市こども医療費支給に関する条例

昭和49年12月23日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に養育する者をいう。
- (3) 医療費 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)に規定する医療に要する費用をいう。
- (4) 一部負担金等 こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る一部負担金は除く。

(支給対象)

第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者(第6条第3項において「被保険者等」という。)であるこども(以下「対象児」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象児が次の各号のいずれかに該当する場合に

は、当該保護者は支給の対象から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者

（支給）

- 第4条 市長は、保護者が前条に定める対象児に係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額（他の法令等の規定による給付金及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額。以下「こども医療費」という。）を支給するものとする。ただし、税の未申告等保護者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につきこども医療費の対象としない。
- 2 前項の規定による支給は、対象児が満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの診療に係る一部負担金等に対して行うものとする。

（支給の方法）

- 第5条 前条の支給は、対象児の保護者の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象児が市長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で医療を受けたときは、当該医療に係るこども医療費を対象児の保護者に代わって当該指定医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一指定医療機関等につき、規則で定める額以上の一部負担金等がある場合は、この限りでない。
 - 3 前項の規定による支払があったときは、同項の対象児の保護者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。
 - 4 市長は、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険

団体連合会等に委託することができる。

(受給資格の登録)

第6条 医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定められるこども医療費の受給資格者（以下「受給者」という。）と認定したときは、申請者にこども医療費受給資格証を交付しなければならない。

3 受給者は、対象児について医療を受けようとする場合は、保険医療機関等において電子資格確認等（国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等をいう。）により被保険者等であることの確認を受け、こども医療費受給資格証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第7条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届出なければならない。

(支給金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により支給を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき又は一部負担金等の変更その他の理由によりこども医療費の過払いを受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例によるこども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

2 東松山市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年東松山市条例第13号）は、廃止する。

3 この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月20日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成5年9月27日条例第21号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

（東松山市難病患者医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 東松山市難病患者医療費の助成に関する条例（昭和58年東松山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成10年6月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定（中略）は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年3月22日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日条例第36号）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日 条例第 35 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の東松山市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日 条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東松山市子ども医療費支給に関する条例の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日 条例第 39 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東松山市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日 条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東松山市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る子ども医療費について適用し、同日前の医療に係る

こども医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東松山市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費について適用し、同日前の医療に係るこども医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。